

第1章 総則

1-1 適用

- 1 本仕様書は、横浜市水道局が発注する機械設備工事及び電気設備工事において製作する機器について適用し、機械・電気設備標準仕様書（工事編）を補完する標準的な機器仕様を定めたものである。
- 2 本仕様書ではSI単位を使用するものとする。SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。

1-2 一般事項

- 1 請負人は、機器の製作に際し、設計図書、本仕様書、関係諸法令、規格、基準及び指針等に基づくとともに、減断水事故や水質事故など、社会的に影響を及ぼすようなことのないよう、各工程（計画、設計、製作、試験等）において様々なケースを想定した検討や試験を実施し、不良箇所を摘出するなど品質確保に努め、水道プラントとして最適な機器を製作する。
- 2 本仕様書で規定している、規格、基準及び指針等が改定された場合には、その内容を確認し、要求品質が同等である場合はそれによるものとしてよい。
規格、基準及び指針等が廃止された場合には、要求品質に合致する適用可能な規格、基準及び指針等の調査を行い、監督員と協議する。
- 3 本仕様書は標準的な機器について作成したものであり、本仕様書に記載のない機器の使用を妨げるものではない。また、特記仕様書、図面又は標準仕様書の間に関連がある場合、原則として特記仕様書を優先する。
- 4 本仕様書は概略を示すもので、回路、形状、構造、配置及び構成等並びに補強方法については拘束しない。
- 5 本仕様書に示す材質等の厚さは加工前の厚さとし、記載してある値以上とする。
- 6 製作する機器の使用条件は次のとおり。
 - (1) 標高は1000m以下とする。
 - (2) 周囲温度は40℃以下とする。
 - (3) 機器は次のような特殊条件のもとで使用する場合があるので、製作にあたっては十分に現地調査を行い、適切に対応すること。
 - ア 特に湿潤のある箇所又は過度の水蒸気のある場所。
 - イ 爆発性、腐食性ガスのある場所又は同種のガス襲来のおそれのある場所。
 - ウ 過度の塵埃がある場所。
 - エ 塩害を受ける場所。

- オ 異常振動又は衝撃を受ける場所。
- カ 近隣住民に影響を与えるおそれのある場所。
- キ その他の特殊条件場所。

7 機器に使用する部品において、アスベスト等の有害物質を含有しないものを使用すること。

8 納入する機器は、その機能を発揮するために、横浜市水道局で定めた機器耐用年数表に記載の期間、機能維持に必要な部品または同一の機能を有する代替品を供給できる機器であること。

また、その機器が故障する等の緊急時には、速やかに（一週間以内）に交換できる機器であること。

機 器 類		局更新 目標
受 変 電 設 備		34年
高圧交流負荷開閉器（PAS・UGS）		17年
保 護 継 電 器		17年
電力変換設備（VVVF盤）		34年
計 装 設 備	計算機設備 電 算 機 設 備 （中央処理装置）	17年
	遠 方 監 視 制 御 装 置	17年
	監 視 制 御 装 置	17年
	工業計器（検出器・変換器）	21年
水質計器（検出器・変換器）		16年
発 電 設 備	非常用自家発電設備	31年
	小水力発電設備	31年
無 停 電 電 源 装 置	インバータ盤	21年
	整流器盤	21年
	蓄電池盤	21年
ポ ン プ 設 備	ポ ン プ	34年
	電 動 機	34年
	液 体 抵 抗 器	34年
	逆 止 弁	34年
薬 注 設 備		21年
沈 澱 池 設 備	フラッシュミキサ	31年
	フロキュレータ	31年
	汚 泥 搔 寄 機	31年
	真 空 ポ ン プ	31年
排水処理設備	汚 泥 ポ ン プ	31年

9 納入する機器は、請負人又は製造者において保守及び点検が行える機器であること。